

第1款 株式の譲渡

第127条（株式の譲渡）

株主は、その有する株式を譲渡することができる。

趣旨

株式譲渡自由の原則が定められた趣旨は、株主の投下資本の回収を保障する点にある。

解説

1 株式譲渡自由の原則とその例外 できる

株式会社においては株主が間接有限責任しか負わず（104条）、会社財産のみが債権者の担保となるので、退社制度は認められていない。そこで、株式譲渡

による株主の投下資本の回収を保障する必要がある。また、株式会社において株主は非個人的な存在であるから株式の自由譲渡を認めても弊害はない。

もっとも、いくつかの例外が認められている。

【株式譲渡自由の原則の例外】◀[てき](#)▶

			趣旨
法律による制限	時期による制限	権利株の譲渡制限（35条、50条2項、63条2項、208条4項）	株式引受人の交代による設立手続または新株発行手続の混乱を防止する
		株券発行前の株式の譲渡制限（128条2項）	株券発行事務の渋滞を防止する
	自己株式の有償取得の制限（156条以下）		自己株式の有償取得がおこなわれると実質上の減資に等しいから、会社債権者を保護する
	子会社による親会社株式の取得・保有の制限（135条）		子会社を利用して親会社の経営陣が会社を不公正に支配するのを防止する
定款による制限（107条1項1号、108条1項4号）			株式会社でもいわゆる小規模閉鎖会社では、株主の個性が会社経営に影響を及ぼすので、会社経営上好ましくない者の参加を防止し、もって会社経営の安定を図る

※なお、条文上の根拠はないが、株式譲渡自由の原則の例外として契約による譲渡制限が認められるとする考え方もある（最判平7・4・25 会社百選21参照）。

2 譲渡制限の態様 ◆06

譲渡制限株式を発行する場合（107条1項1号、108条1項4号）において、譲渡を部分的に制限することは許されるか問題となる。学説上は、例えば現在の株主・従業員以外の者や外国人が株式を取得する場合にのみ承認を要する旨を定款で定めるなど、譲受人の属性に着目して**承認の必要な場合を限定することは**、「別段の定め」（139条1項ただし書）の一内容として**許される**と解されている。

1 最判昭48・6・15 会社百選18（譲渡制限に違反した譲渡の効力）◀[てき](#)▶

定款に株式譲渡制限の定めがある場合、会社の承認機関の承認を得ずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間では有効である。

2 最判昭63・3・15 会社百選20（譲渡制限に違反した譲渡が行われた場合の譲渡人と会社の関係）◀[てき](#)▶

譲渡制限株式について、会社の承認機関の承認を得ずに株式の譲渡がなされた場合、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務があり、譲渡人は会社に対してはなお株主の地位を有する。

3 最判平5・3・30 会社百選17（一人会社における譲渡制限に違反した譲渡の効力）

定款に株式譲渡制限の定めがある一人会社において、株主がその保有する株式を他に譲渡した場合には、会社の承認機関の承認がなくても、その譲渡は会社に対する関係においても有効である。

4 東京高判平2・11・29（株主全員の承諾がある場合の譲渡制限株式の譲渡の効力）

定款に譲渡制限の定めがある場合において、特定の株式の譲渡につき株主全員の承諾があるときは、取締役会の承認がなくても、その譲渡を会社に対する関係でも有効におこなうことができる。

5 最判平7・4・25 会社百選21（株式売渡強制条項を含む契約の効力）

定款で株式譲渡制限を規定した株式会社において、従業員持株制度に基づいて取得した株式を退職時に額面額で取締役会の指定する者に譲渡する旨の会社と従業員間の合意は、従業員が、上記制度の趣旨、内容を理解した上で株式を取得し、毎年8～30%の割合による配当を受けていた等の事情の下では、旧商法204条1項（会社法127条）に違反せず、公序良俗にも反しないから有効であり、取締役会が合意に基づき譲受人を指定し同人が買受けの意思を明らかにしたことにより、従業員は会社の株式を喪失している。

6 大阪高決昭58・10・27 会社百選42（議決権信託の効力が否定された事案）

Yの従業員は、従業員持株制度によって株式を取得することができるものの、株式信託契約を締結しない者は株式を取得できないから、株式を取得するためには株式信託契約を強制され、株主として契約を締結するかどうかを選択する自由はなく、又、信託期間は株主たる地位を喪失する時までというのであるから、契約の解除も認められていない。したがって、Yの株主は、信託契約の受託者による議決権行使はあっても、自己が株主として議決権の行使をする道はないこととなる。そして、株式信託制度がY関与のもとに創設されたことは記録上明らかであり、右信託契約は、株主の議決権を含む共益権の自由な行使を阻止するためのものというほかになく、委託者の利益保護に著しく欠け、会社法に精神に照らして無効というべきである。

7 最判平21・2・17 重判平21商1（株式譲渡制限の合意）

持株会における本件株式譲渡ルールは、本件会社が上記社員株制度を維持することを前提に、これにより譲渡制限を受ける会社株式を持株会を通じて円滑に現役の従業員等に承継させるため、株主が個人的理由により会社株式を売却する必要が生じたときなどには持株会が額面額でこれを買い戻すこととしたものであって、その内容に合理性がないとはいえない。また、本件会社は非公開会社であるから、もともと株式には市場性がなく、本件株式譲渡ルールは、株主である従業員等が持株会に株式を譲渡する際の価格のみならず、従業員等が持株会から株式を取得する際の価格も額面額とするものであ

ったから、本件株式譲渡ルールに従い株式を取得しようとする者としては、将来の譲渡価格が取得価格を下回ることによる損失を被るおそれもない反面、およそ将来の譲渡益を期待し得る状況にもなかったといえることができる。そして、譲渡人は、上記のような本件株式譲渡ルールの内容を認識した上、自由意思により持株会から額面額で本件株式を買い受け、本件株式譲渡ルールに従う旨の本件合意をしたものであって、会社の従業員等が株式を取得することを事実上強制されていたというような事情はうかがわれない。さらに、会社が、多額の利益を計上しながら特段の事情もないのに一切配当を行うことなくこれをすべて会社内部に留保していたというような事情も見当たらない。以上によれば、本件株式譲渡ルールに従う旨の本件合意は、会社法107条及び127条の規定に反するものではなく、公序良俗にも反しないから有効というべきである。

第128条（株券発行会社の株式の譲渡）・では

- 1 株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない。08
- 2 株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない。



本条2項の趣旨は、株券発行事務の円滑化を図り、その渋滞を防ぐという点にある。



128条1項は、株券の有価証券性を定めたものである。株券の引渡しは権利移転の要件であり、単なる対抗要件ではない。

128条2項は、株券発行事務の円滑化を図り、その渋滞を防ぐ観点から、譲渡の効力を生じないとするものである。しかし、会社が遅滞なく株券を発行しないなど会社に帰責事由があるような場合でも譲渡の効力を認めないのでは不合理である。そこで、判例上（最大判昭47・11・8 会社百選14）、そのような場合において会社は譲受人を株主として扱わなければならないとされている。

論文Link⑥ 株券発行前になされた株式譲渡の効力

株券発行前の株式譲渡は、128条2項により、会社に対して効力を生じないのが原則。しかし、会社が株券の発行を不当に遅滞している場合は、その不都合性を示し、同項の趣旨に遡った上、会社が当該株式譲渡の無効を主張できな

い場合に当たるか否かを検討する必要がある。判マP66～67。趣規P296。

最大判昭47・11・8 会社百選14（会社が株式譲渡の効力を否定することが信義則に反するとされた事案） ＜ できる ＞

旧商法204条2項（会社法128条2項）は、会社が株券を遅滞なく発行することを前提とし、その発行の円滑・正確を期すため、会社に対する関係で株券発行前の株式譲渡の効力を否定する趣旨であるから、会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定するのを相当としない状況に立ち至った場合には、株主は、意思表示のみによって会社に対する関係においても有効に株式を譲渡できる。かかる場合、会社は発行前であることを理由として株式譲渡の効力を否定できず、譲受人を株主として扱わなければならない。